

春日部市規則第54号

春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 12 日

春日部市長

岩谷 弘

春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則

春日部市老人ホーム入所者等の費用徴収に関する規則（平成17年規則第144号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係） （注） 1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 （2） 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第35項、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項	別表第2（第4条関係） （注） 1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 （2） 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第30項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。